

○配置販売業の許可および販売について

(昭和四四年八月一二日)

(薬事第二〇〇号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局薬事課長通知)

標記について別紙1のとおり照会があり、これに対し別紙2のとおり回答したので御了知あります。

(別紙1)

(昭和四四年六月一八日 発衛第二九二号)

(厚生省薬務局薬事課長あて鳥取県厚生部長照会)

このことについて、左記のとおり疑義を生じたので、至急貴意を承りたく照会します。

なお、当県営業所責任者の説明によると、〇〇薬品株式会社(配置家庭薬製造および販売業者)は、神戸市、倉敷市等全国に約四〇か所の営業所を開設して配置販売業務を行なっているとのことでありますので、念のため申し添えます。

記

1 営業所の取扱いについて

〇〇薬品株式会社は、当県の配置販売業の許可を受けて県下一円に家庭薬の配置を行なっているが、鳥取市内居住の七名の配置従事者の連絡所として、〇〇薬品株式会社鳥取営業所(の看板を掲げ)を開設し、配置従事者を責任者(所長)として相当数量の医薬品をたくわえて(随時補給)連日販売業務(配置)を行ない、販売実績を本社へ日報として送付している。代金回収は、本社名義の請求書および領収書によっているが、以上の事実から判断して当該営業所は単なる配置従事者の連絡所として解しがたくかつ、営業所の名称は不相当であると認められるので、当該営業所について配置販売業の許可を必要とするものと思われるが、この場合本社名義の配置販売業を廃止して当該営業所名義で申請することができるか。

2 二段式あるいは三段式ロッカーによる配置について

配置販売業者が、二段式、三段式ロッカー等の大型容器を家庭に備えつけることはさしつかえないか。

3 事業場への配置について

過般、貴局の通知に基づき事業場への家庭薬配置は不相当として県内販売業者を指導しているが、ごく少数の従事者(二人~五人)の家内工業的な事業所(職場と住宅が同一家屋内にあつて家庭の延長と考えられる場合)の配置はさしつかえないか。

なお、事業場(所)の解釈については、どのように考えたらよいか。

(別紙2)

(昭和四四年八月一二日 薬事第一九九号)

(鳥取県厚生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

昭和四十四年六月十八日発衛第二九二号をもつて照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

1 照会事項の1について

照会に係る〇〇薬品株式会社は、既に貴県において配置販売業の許可を受けているので、その従たる営業所、連絡所等につき重ねて当該許可を受ける必要はない。(本社名義の配置販売業を廃止し、当該営業所名義で申請する要はない。)

なお、営業所等の機能の拡大に伴ない、営業所等における配置販売以外の方法による販売、授与行為を誘発することのないよう、十分指導されたい。

2 照会事項の2について

大型容器であることをもつてただちに適不適の判断はできないが、特にその量において家庭に備付するに不相当と認められる程度のものを収める容器については、当該配置場所における無許可販売を誘発するおそれも生ずるので備付しないよう指導されたい。

3 照会事項の3について

配置しようとする場所が事業所である限り、その規模の大小を問わず、昭和三十八年十一月七日薬取第八八三号「配置販売業者の配置対象について」をもつて回答したとおりその配置は認められない。御照会の家庭の延長と考えられる事業所についても同様である。当該家庭を対象とする配置は可能であるが、事業所を対象とする配置は認められない。